

令和3年度三重とこわか国体・三重とこわか大会報道員来会調査業務 仕様書

1 目的

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開・閉会式等の取材スペースやプレスセンターの設備を決定する基礎資料とするため、全国の報道機関の取材来会意向を把握することを目的とする。

また、調査対象となる報道機関に通知文書および調査結果に基づく両大会開・閉会式で使用する報道員 ID カード等の発送を行う。

2 業務名

令和3年度三重とこわか国体・三重とこわか大会報道員来会調査業務

3 履行期間

契約締結日から令和3年10月15日まで

4 業務内容

(1) 報道員来会調査システムの開発

取材希望の有無等をインターネットに公開した Web ページから、SSL 等で通信を暗号化して入力できる報道員来会調査システム（以下「システム」という。）を開発、または令和2年度に開発した報道員来会調査システムを第2回調査用に改修すること。
ア 公式ホームページで利用しているサーバとは別のサーバ上にシステムを構築すること。

なお、サーバは、日本国内に設置したものを利用し、JPドメインの配下で運用すること。

イ 回答者用操作マニュアルを PDF ファイルで作成し、システムから閲覧・ダウンロードを可能とすること。

ウ システムへのログイン時に ID とパスワードによる認証機能を設けること。

また、調査対象となる報道機関ごとに ID とパスワードを作成するものとし、作成する ID は、200 者程度とする。

なお、調査対象は、原則として第1回報道員来会調査時に来会の意向のあった報道機関に、甲が指示する報道機関を加えたものとする。

エ 三重とこわか国体（以下、国体）および三重とこわか大会（以下、大会）における次の調査項目について、回答入力項目をラジオボタンまたはテキスト形式等で入力できること。

なお、調査項目の詳細については、甲との協議により決定するものとする。

- ・報道機関名、所在地、担当者名等の報道機関の情報
- ・来会の意向
- ・来会予定報道員数
- ・全国報道員会議の出欠
- ・開・閉会式を取材する報道員の情報や来場交通手段

- ・各競技会への取材有無、競技会場の利用
- ・テレビ、ラジオの実況中継の実施予定
- ・航空機取材
- ・報道用施設（プレスセンター、報道員控所等）の利用
- ・お問い合わせ、希望事項等

オ 未入力項目など、入力エラーがある場合は、入力内容の修正を促すメッセージを必ず表示し、4（2）の集計結果に漏れがないようにすること。

カ 各調査項目の入力内容は保存することを可能とし、再度ログイン時に、回答した内容を修正できるようにすること。

キ 回答終了後、回答内容が登録したメールアドレス宛てに自動送信するとともに、回答が終了したことを周知すること。

また、回答した内容を再度ログインして修正することを可能とし、修正した内容も送信されること。

ク 回答期間は、それぞれ3週間程度とし、期間中はトップページにログイン画面を表示し、ログイン後、来会調査の回答ができるようにすること。

また、回答期間終了後は、トップページに調査受付終了の旨を記載し、システムが利用できないようにすること。

ケ システムの開発・動作確認は、令和3年7月上旬を目途に終了すること。

コ 調査結果は、CSV形式等でデータ提供可能とすること。

また、次のとおり調査結果を自動で集計し、CSV形式等でデータ提供可能とすること。

<集計方法>

- ・国体・大会および全国報道員会議に来会予定の報道機関一覧
- ・各開・閉会式来場予定の報道員数および車両台数一覧
- ・各開・閉会式来場予定の報道機関別報道員リスト
- ・報道機関別の各開・閉会式限定取材位置希望一覧
- ・報道機関別の市町、実施競技ならびに日程ごとの取材人数および希望駐車台数一覧
- ・報道機関別のテレビ・ラジオの実況中継および航空機取材予定一覧
- ・プレスセンター、報道員控所、報道員席および競技会場を利用する報道機関リスト

サ スマートフォンへの対応は不要とする。

シ 委託業務の履行に当たっては、サーバダウン等の障害発生時に対応するとともに、コンピューターウイルス対策、不正アクセス・不正侵入対策など、適切なセキュリティ対策を講じること。特に、構築する Web ページについて、不正アクセス等を防止するため、既知の脆弱性に対して適正な対処を行うこと。

(2) 報道員来会調査の実施

報道員来会調査の依頼文等を発送すること。

また、報道機関がシステムで回答したデータを集計すること。

発送時期 : 令和3年7月上旬

調査対象数 : 200 者程度

発送物重量 : 50g まで

システム稼働期間 : 令和3年7月中旬～7月下旬（3週間程度）

調査結果集計 : 令和3年8月上旬

ア 回答方法、ログイン ID 等の文書を作成し、依頼文も含めて必要数印刷の上、宛名書き、封入し、発送すること。

なお、依頼文（PDF 形式、A4 判）は甲から提供するものとし、用紙および印刷、発送に係る費用は乙の負担とする。

イ 発送先名簿（XLS 形式）は甲が提供する。

また、発送用封筒（長形3号）についても、甲が提供する。

ウ 回答方法は、原則としてシステムにて行うものとする。ただし、電子メール、FAX、郵送（返信用封筒、切手は同封しない。）でも回答を受け付けるものとし、その回答は、乙が回収するものとする。

エ 回答期間終了後は、1週間以内に上記4（1）コの調査結果および集計結果を提出すること。

なお、未回答者への督促等を行わないものとする。

(3) 報道員来会調査に係るサポートについて

ア 報道員来会調査に係る問い合わせに対応する窓口を設置すること。

① 問い合わせ用の電話窓口、FAX、メールアドレスを設け、システム画面に明示すること。

② 設置期間は、報道員来会調査開始日から調査締切日後1週間とすること。

イ 報道機関からの報道員来会調査の問い合わせに対応すること。

① ログイン方法や、入力方法等について説明すること。

② 取材方法に関する問い合わせ、および宿泊、弁当の申込に関する問い合わせについては、それぞれの窓口を紹介すること。

ウ 回答内容に不明な箇所等があった場合は、報道機関に修正を依頼すること。

(4) 報道員 ID カード等発送業務の実施

来会調査の結果をうけて、発注者が作成する両大会開・閉会式で使用する報道員 ID カード及び駐車許可証等を郵送する。

ア 国体用駐車許可証（競技会場用）等を郵送で発送すること。

発送時期 : 令和3年8月下旬

発送対象数 : 200 者程度

送料重量 : 100g 程度

イ 国体用報道員 ID カード、駐車許可証（総合開・閉会式用）等を郵送等で発送する

こと。

発送時期 : 令和3年9月上旬

発送対象数 : 200 者程度

送料重量 : 500g 程度

ウ 大会用報道員 ID カード、駐車許可証（開・閉会式、競技会場用）等を郵送等で発送すること。

発送時期 : 令和3年10月上旬

発送対象数 : 100 者程度

送料重量 : 500g 程度

5 業務体制等

乙は、委託契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、甲の承認を受けること。

また、業務の履行に当たっては、甲と常に綿密な連携を図り、入力項目や集計方法等については協議をして決定し、重要な判断が必要な場合は、予め甲の承認を受けること。

6 成果物の提出

・システム設計書	1 部（紙・電子）
・コンテンツデータ	1 式（電子）
・回答者用操作マニュアル	1 部（紙・電子）
・調査結果データ	1 式（電子）
・集計結果データ	1 式（電子）

7 著作権の取扱い等

- (1) 本委託契約の実施により生じるすべての著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う。以下同じ）については、無償で発注者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本委託業務にかかる著作権人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。
- (3) 第三者の著作権、その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金額に含まれるものとする。
なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (4) 発注者（三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会）の地位が承継された場合、本契約当事者の地位も承継されるものとする。

8 業務の継続が困難になった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の解除ができる。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

- (2) 災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

9 両大会の中止等が決定した場合の対応

- (1) 両大会又は国体・大会のどちらかが中止、一部中止、規模縮小などした場合、業務委託の内容及び委託額等の取扱いは、発注者と受託者が協議の上、決定すること。
- (2) 発注者が本業務委託に係る精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は発注者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを発注者の指定する日時までに提出すること。

10 その他

- (1) 見積もりには製作費など全ての経費を含めること。
- (2) 発注者は、受託者が本業務を実施するに当たって必要と認められる資料を無償で貸与する。受託者は、提供を受けた資料が不要となったときは、遅滞なく発注者に返還すること。
- 乙は、提供を受けた資料が不要となったときは、遅滞なく甲に返還すること。
- (3) 本仕様書に明示のない事項や本仕様書により難き事項については、その都度、発注者と協議の上、進めるものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- ウ 発注者に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (5) 受託者が（４）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県が定める「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項が生じた場合には、その都度発注者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。